



《 笑顔があふれ いつまでも住み続けたい街 皐ヶ丘 》

令和 5 年 6 月 号
発行・皐ヶ丘自治会
皐ヶ丘 3 丁目 1 4 2 番地
電話/fax 64-2834
stkjichi@ma.ctl.ne.jp

《「春の花いっぱい運動」の報告》

5月14日（日）の「春の花いっぱい運動」は小雨の中、多数ご参加いただきました。
皆様のご協力誠にありがとうございました！！



作業風景



作業前



作業後

《「春のスポーツ大会」のお知らせ》体育部

1. 開催日 2023年6月18日（日）雨天決行（警報発令時等は中止）

2. 実施内容

（1）ウォーキング

①出発地点は各自の自宅、ゴールは桜が丘小学校校門。

各チェックポイントは8時30分から開設。

11時00分までにゴールできるように出発。

②2ヶ所の必須ポイント（ポイントAとB）は必ず回ります。

③必須ポイントに加えて、任意の選択ポイントを3ヶ所以上回ります。

④各ポイントで確認印をもらってください。

⑤全員に参加賞はありますが、今回は完歩賞はありません。

（2）軽スポーツ

①会場は桜ヶ丘小学校、時間は9時から11時。

②実施種目はディスクッター、グランドゴルフ、スカットボール

ゲートボール、スナッグゴルフ、カローリング、ワンバウンドバレーの7種目です。

③小さい子からお年寄りまで楽しむことができますよ。

④軽スポーツのみの参加も可能です。

*今回は大抽選会はありません。皆さんご参加をお待ちしております。

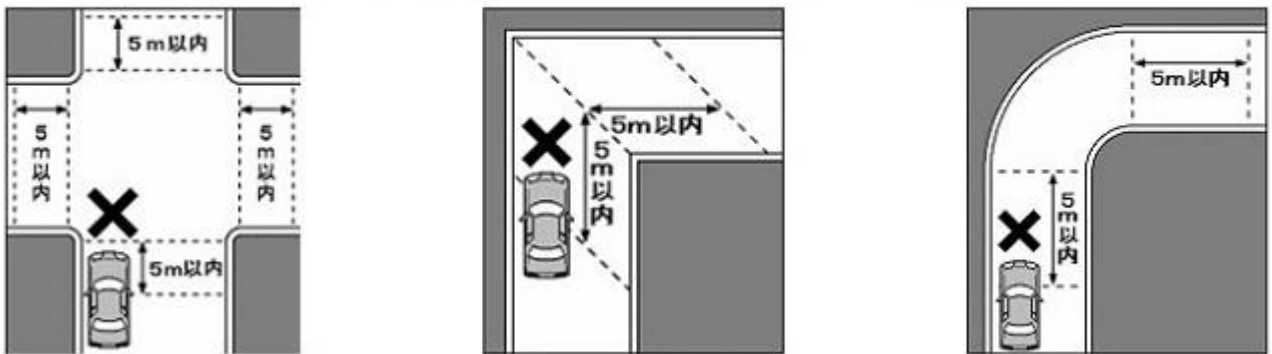
《路上駐車は、やめましょう！》防犯部

自治会には、路上駐車（特に、常習・悪質な駐車）に関する苦情や相談が、寄せられています。路上駐車は、車庫法違反（罰金・懲役）や道路交通法違反（反則金・違反点数累積の対象）になり得る行為です。

路上駐車は、団地内の方々に迷惑を掛けるだけでなく、車両事故・人身事故の原因になり、救急車両の往来や火災時の消火活動に支障を来します。

そのため、特に危険性が高い交差点から5m以内（下図参照）の駐車、車庫や駐車場など車の出入口から3m以内の駐車等は、道路交通法で駐車禁止場所となっています。

交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内



路上駐車が原因で事故等が発生した場合は、路上駐車をしていた方も損害賠償責任を負う可能性があります。また、路上駐車は、無用ないたずら（路上駐車をしている車両に対する器物損壊）を誘発します。

路上駐車をしている車両に対する器物破損は、今年だけでも10件近く発生していますが、容疑者は特定されていません。

東可児交番に相談したところ「悪質や迷惑な路上駐車を発見した場合は、110番通報をするように」との指導をいただきました。通報後は、警察官が直ちに現場に向かい、違反であると判断した場合は、その場で「違反票」を貼るそうです。

阜ヶ丘に住んでいる皆さんが安全に安心して笑顔で暮らせるよう、一人ひとりが、より良い住環境を意識していきましょう。